



外報摘要

第三十六回

263

4  
e

114  
A 796  
4

外報摘要第三十六回目次

一 獨逸外交策

一 佛國新內閣組織ノ顛末

其一、前內閣瓦解ノ原因

其二、新內閣組織ノ困難

其三、ブリソン內閣、閣員履歷及其政綱

其四、新內閣ノ運命

以上

明治三十一年八月廿七日脱稿

天正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

獨逸外交策



於ケル獨逸ノ举措ニ就テハ列強等シク注意ニテ懈ラ  
サルノ感アリ、而シテ近刊「ノルスジャーマンガゼット」ノ所論ハ精  
彼カ外交策ノ真意ヲ忖度スルニ難カラス、即左ノ如シ

今ヤ世界ヲ通シテ新タル爭奪ノ危機ハ迫リツ、アリ、何故  
ニ我獨逸ハ進ンテ此際適當ナル配分ヲ得ントセサル乎、英ノ  
首相サウリスベリノ卿曾テ謂ヘラク「強大ナル國民ハ益強大  
トナリ薄弱ナル國民ハ益薄弱ニ至ラサルヘカラスト、嗚呼此語  
ハ移シテ以テ十九世紀末ニ於ケル我獨逸ニ適用シ得ラレサル乎  
既ニ弱肉強食ヲ以テ現今國際間ニ處スル外交ノ通義ナリトセハ、

強國民中ノ強國民ヲ以テ自ラ居ル我獨逸ノ如キ世界ノ新權  
分爭ニ配當ヲ要求スル寧ロ天職ナラストセン哉今氣運ヲ見  
ルニ趨勢殆ント其極ニ達シ着々大ナル變化ヲ生セントシ到底平  
和的沈靜ノ望ムヘカラサルモノアリ之ヲ事實ニ徵セン乎佛國ハ  
モロツコニ着手シ英國ハ高一層堅固ニジブラルタルヲ守ラン  
トシ大統領クルーヂヤリヨリ倫敦ニ送リレ公書ハ南亞弗利加  
ニ於ケル英國ノ要求ヲ復治シ其領域内ニボトア共和國ヲ入レ  
シメントシ英軍ハ徐ロニナイルニ進ミ將ニ亞弗利加大陸ヲ橫  
斷シテ南北ヲ連結セントスルモノアリ特ニ近時ニ於ケル支那ノ形  
勢ハ愈權力爭奪ノ勢氣ヲ肉薄セシメ更ニ米西ノ角逐ハ西國

領土ノ命運ヲ轉セシムル等比々皆然ラサルハナシ  
顧フニアインヂル、比律賓及カロリン群島ハ最早西班牙ノ有ニアラ  
サルヘク、丁抹ハ西印度ニ有スル豐饒ナル群島及良港ヲ以テ  
焦思中ニ存シ、葡萄牙同シク東亞弗利加ニ於ケル藩圖ヲ氣  
遣ヒ、曾テケイプヲ失ヒシホルランドハ又サング群島、モラツカ等  
ヲ失ハントス、而シテ之カ株式要求者ハ豈唯歐州列強ノミナランヤ  
日本及北米合衆國ノ如キ蓋シ其伍伴ナリ、新權力配分ノ權利  
ヲ有スル渠等ニシテ俄ニ其要求ヲ主張セサル所以ノモノハ職トシ  
テ黃露爭鬪ノ成行ヲ監視シツ、アルカ故ナリ、然ラハ即這般ノ消  
息ヲ解スル我獨逸ノ如キ今ニシテ徒ニ之ヲ傍觀ス可カラサルヤ

明ラケシ、若シ夫レ我ニシテ躊躇逡巡此機ヲ逸セン乎單ニ愚ヲ  
後世ニ遺スノミナラス國是ヲ誤ルノ悔異日到ルモ又造ハサルニ至  
ラン、案スルニ世界ハ夙ニ分割セラレシナリ而カモ今更ニ新ク  
ナル分割ヲ始メツ、アルヲ記セサルヘカラス、而シテ又同時ニ我ノ強  
國民タルト到ル所ニ商業的及政治的利害ヲ有スルモノタルヲ記  
セサル可カラス、茲ニ至テ吾人ハ切ニ謝ス我海軍擴張案通過セシ  
何トナレハ吾人カ海陸共ニ相争フハ遠キ未來ニアラサレハナリ  
人アリ尙ヲ設ケテ膠州灣ノ右領ハ固ヨリ豫想外ニアラサルモ之レ  
獨逸カ永年耐忍セシ宿望ノ一端ヲ世界ニ暴露セシ標章トセハ  
如今獨逸ハ奈何ニ處セントスカト云ハ、吾人ハ答ヘテ云ハン之レ我

ノ經濟的必要及坤輿ニ我品位ヲ維持スルノ必要ヲ示セシニ過キ  
ス將來ニ於テモ亦然リト、幸ニ諸強國ハ我举措ノ理ナルヲ是認セ  
ルモノ、如カリキ、然レモ嫉妬及猜忌ハ常ニ免レサル所乎、漸ク渠  
等ノ狐疑日ト共ニ助長シ、英國輿論ハ乘シテ以テ露國ヨリ我  
ヲ踈外セシメントシ露國輿論ハ又英國ヨリ我ヲ隔絶セシメント  
シ、更ニ維也納及巴里ニアツテハ我ノ局外中立ヲ云為シ強テ北  
米合衆國ニ敵愾心ヲ喚起セシメント努メ、又倫敦及聖彼德堡  
ニアツテハ共ニ我ノ「サルタン」ニ對スル信用ヲ奪ハントス、然レモ之レ  
皆徒勞ノ業ノミ、吾獨逸外交策ノ信實ニシテ獨立ナルハ各國政  
治家外交家ハ勿論常識アルモノ、能ク熟知スル所、而モ知ラサ

ル為不<sub>レ</sub>シテ之ヲ去<sub>レ</sub>為ス渠等内ニ省ミテ疾シカラサルモノナシトセ  
ンヤ、  
我獨逸ハ一意獨逸外交ニ熱注シ又他ニ容喙スルニ違アラシ然  
レ此分割ノ時機ニ際シ各其狼慾ヲ逞スルニ当リテハ我豈ニ之  
ヲ看過スルノ愚ヲ學ハシ蓋シ我ハ強國民中ノ一ニシテ弱肉強  
食ハ所謂カ卿ノ外交通義ナレハナリヤ々

右

六月六日タイムス

### 佛國新内閣組織ノ顛末

茲ニ詳細ヲ報導スル能ハサルモ其梗概ヲ摘要セハ即

其一、前内閣瓦解ノ原因

「元來佛國ニハ幾多ノ党派即進歩黨アリ國民黨アリ集合黨  
アリ王政黨アリ社會黨アリ急進黨アリ又急進黨中社會急  
進黨乃至中庸<sup>モデレート</sup>急進黨等アリテ互ニ議會内ニ勢力ヲ爭ヒ  
常ニ政權分爭ヲ事トシ、交々施政ノ良否ヲ辨難スルヲ以テ内  
閣ノ命運ハ何レノ時ト雖モ之カ多數ヲ制スルト否トニヨリテ死  
活ヲ岐テリ、固ヨリ議會ニ多數ノ應援ヲ有スルニアラサレハ内  
閣ヲ維持スル能ハサルハ立憲國ノ通義ナルモ、佛國ノ如キ小黨

分立ノ結果内閣ノ命運ヲシテ短縮セシメ朝變甚改ノ陋弊  
ヲ極ムルモノアラス、彼進歩党及集合党ヲ中心トシテ組織セ  
シメリン内閣ノ瓦解セシ又之カ軌道ヲ踏ミシニ外ナラシ、即先  
頃總撰筆アルヤ政府党ハ多数ヲ制スル能ハス特ニ客月議會  
ノ開會アルヤ反對党益執カヲ得、或ハ憲法改正ヲ絶叫シ或ハ  
財政制度ノ不振ヲ唱ハ或ハ又外交ノ秕政就中佛露同盟ヲ難  
シ、百方政府ヲ攻轂キスルニ至リシカハ、前内閣ハ六月十五日ヲ以  
テ遂ニ辭職スルニ至レリ、<sup>(1)</sup>然レトモ予輩切カニ謂ヘラク若シメ  
リン内閣ニシテ奮勵一番頹瀾ヲ既倒ニ回ヘスノ勇アラシメンカ、  
庶幾クハ辭職ノ輕忽ニシテ且早急ノ非難ヲ免レサルモノアルハ、  
4 (1)

蓋シ政府ハ尚進歩党二百五十四名集合党三十八名計二百九十  
二名ヲ有シ、縱令最大多数ニアラサルモ、之ヲ反對党ニ比シテ少数  
ト云フニアラス否寧ロ多数ニ位シ、特ニ個別ニ論スレハ進歩党ハ  
實ニ最大多数ヲ制スルモノタレハナリ、故ニ渠等ニシテ銳意事ニ  
當ランカ内閣ノ命運ヲ支フル未タ必スシモ難キニアラシ、而モ渠等  
等ノ計是ニ出テスシテ彼ニ出テシ所以ノモノハ所詮形勢ノ不可  
ニ抗スルモ唯夫レ佛國為政ノ扞格ヲ生スルニ止マルヲ恐レシニ  
アラシカ、即知ル這回佛國內閣瓦解ノ原因ハ單リ最大多数ヲ  
得サルニアラス又反對党ノ抗轂ノミニアラス專ラ閣員等ノ愛國  
的衷情ニ胚胎セシモノナルヲ<sup>(2)</sup>

其二、新内閣組織困難

内閣既ニ辞職セリ速ニ新内閣ヲ組織セサル可カラス、大統領考  
フラク議會ニ多数ヲ制シ鞏固ナル内閣ヲラシメンニハ如カス進  
歩急進兩党ノ聯合内閣ヲ形成セシメンニト、然リ渠カ意見ノ如  
ク二者合一ノ内閣ニシテ成ランカ佛國現時ノ状態ニ於テ最モ  
強健ナル内閣タリシナラン、然レトモ是レ望ムテ得ヘカラサルノ  
業ノミ、<sup>(1)</sup>果シテ渠ハ進歩党ノ領袖リボリニ命シ示スニ其意  
ヲ以テシリボリ即進歩急進兩党間ニ斡旋シ調和ヲ策ス三日間  
ナリシモ遂ニ成功スルニ至ラサキ、而シテ其破レタルハ主トシテ  
權力分配ノ点ニアリシ、則二者ノ政見ヲ異ニセシハ事實ナリト雖

モ而モ破綻ノ原因ハ党員ノ多寡ニ比シ進歩党カ内閣員ノ多数  
ヲ出サント主張セシニ見ルモ其理明カナリ、<sup>(2)</sup>茲ニ於テ大統領  
ハ急進党ノ領袖サリアンヲ召シ委スルニ内閣組織ヲ以テセシ  
モ又蹉跌ノ厄運ニ陥リス、而シテ其原因如何ト見ハ是又權力  
爭奪ノ結果ニ過キム、蓋シサリアン内閣ノ成否ハ渠ノ政友フレ  
ネリゲユトピトブルジョア等ノ向背如何ニ存シ、渠等ニシテ賛成  
セハ其成立ヲ見ル容易ナリシト雖モ、渠等ハ權力配分ノ難ニ察シ之  
ニ應セサリシ、政友ノ意向然ルヲ以テサリアン亦如何トモスル能ハス  
廿一日後五時大統領ニ會シ組織ヲ辞スルニ至リシナリ、<sup>(3)</sup>聯合内  
閣組織ノ困難ナル斯ノ如シ、然レトモ大統領ハ尚持説ヲ貫徹



セント欲シ上院議長ルリーブ及下院議長デスカネル等ニ高議  
シ、三度ヒ聯合内閣組織ヲ急進黨ノペイトラルニ委嘱セリ、当  
時之ヲ聞クヤ世人ハ喧傳スラク之レ難キヲ責ムルノ事ノこと、蓋シ  
世人ノ斯ク云為セシハ渠ハ僅ニ一個ノ上院議員ニシテ其經歷同  
輩ニ劣リ且這般ノ危運ニ際シテ何事ヲモ為セシナク、利へ急  
進黨持論ノ二項中必ナクトモ其一憲法改正ノ如キハ渠ノ進マサ  
ル所ナルヲ悉知セルニヨル、而カモ渠ハ熱心銳意新組織ニ盡カシ  
先輩ブリソン、ブルジョア等ノ援助ヲ得着々其歩ヲ進メ自ラ  
内務ヲ統ヘフレシネーラ外務ニサリアンヲ司法ニレイグーヲ工部  
ニバユーピイヲ文部ニデルカッセイヲ殖民ニ而シテ將軍サウシ

ールヲ陸軍ニ提督フオーニールヲ海軍ニ擬シ餘ス所僅ニ大藏ノ  
一椅子マテニ至リシク、又モヤ各省次官ノ人選ヨリダユーピイ等  
進黨党員ト議合ハス漸ク成ラントシテ亦破裂スルニ至レリ、事  
茲ニ至リテ聯合内閣成立ノ望全ク絶エ、最早採ル可キ策一アル  
ノこと曰ク單純無條件ナル内閣ノ組織是レナリ、(ト)

### 其三、ブリソン内閣閣員履歷及其政綱

リボー志ヲ得ス、サリアン成ラス、ペイトラル亦敗ル、大統領即止ム  
ナク急進黨ノ領袖ブリソンヲ招キ委スルニ七條件内閣組織ノ任  
ヲ以テセリ、ブリソン退キテ先ツ之ヲ党員ニ詢リ兼テ他党ノ協賛  
ヲ仰キ遂ニ急進黨内閣ヲ組織セリ、時ニ六月二十八日ナリキ、而シ

テ其役割及閣員ノ略歴ハ左ノ如シ

一 總理ブリソン、并護士ノ息ニシテ千八百三十五年ブールジュニ生  
ル夙ニ法學士トナリ新聞事業ニ従事セリ千八百六十六年始メテ巴里  
區撰出ノ議員候補者トナリシカ成效セサリキ、後千八百七十年帝  
國瓦解ニ際シ巴里市廳助役トナリ翌年國民議會ノ議員ニ奉  
ケラレ急進黨ト進退セリ、千八百七十九年下院副議長トナリ八十  
一年更ニガムベツタニ亞キテ議長トナレリ、而シテ八十五年ニハ内閣  
ヲ組織シ總理ヲ以テ司法大臣ヲ兼ネシカ幾クモナク内閣瓦解シ  
渠又職ヲ辞セリ、爾來下院議員トシテ專ラ急進黨ノ牛耳ヲ採リシ  
カ九十六年ニ至リ亦下院議長トナレリ、而シテ同時ニ巴奈馬事件

調査會議長及財政委員會議長タリシナリ、下院ノ議長トシテハ  
渠ハ時ニ党派ニ偏スルノ嫌アルモ概シテ適當ナリキ、今現ニ巴里  
第二區撰出議員タリ

一 外務大臣デルカツセー、新内閣員中最モ適任ノ評アル渠ハ  
千八百五十二年ハミエーニ生ル新聞記者ヲ以テ世ニ出テ、八十九  
年擇マレテ下院議員トナリ、後九十三年一月リボー内閣ノ下ニ殖  
民次官ヲ拜シ翌九十四年五月ノゲヌービー内閣ニ殖民大臣トナ  
レリ、渠ハ先頃迄中庸急進黨ニ屬セシカ最近ノ議會ニメリ  
ン内閣ヲ痛撃シ頗ル名聲ヲ高マルニ至リ又、今フオア撰出ノ議  
員(下院)タリ

一大藏大臣ペイトラル、千八百四十二年馬耳塞ニ生ル、藥劑士  
タリ、千八百八十一年、郷里ヨリ推サレテ下院議負トナリ、再来  
九十四年上院議負タルニ至ルマテ其職ニ居リキ、八十六年フレシ  
ネー内閣ヲ組織スルニ際シカ、ルノ下ニ大藏次官トナリ、八十八年  
フロツケー内閣ニハ大藏大臣ニ進メリ、當時渠ハ財政改良意見  
ヲ以テ所得稅案ヲ提出セシカ、議合ハスシテ職ヲ退ケリ、然レトモ  
九十四年再ヒ出テ、チ、エー、ピー内閣ニ大藏大臣タリシ人ナリ

一文部大臣ブルジョア、巴里ノ市民ニシテ千八百五十一年同市  
ニ生ル、八十八年下院議負トナリ、同年フロツケー内閣ノ下ニ内務  
次官トナリ、次テフレシネー及ルノ下ニ内閣ニ文部大臣タリ、九十二年

リ、ボー内閣ニ再ヒ文部大臣トナリ、九十五年聯合内閣ノ組織  
成ラサルヤ、自ら第一次ノ急進黨内閣ヲ組織シ、總理ヲ以テ内  
務大臣ヲ兼ネシカ、幾テモナク外務大臣ニ移レリ、後上院ト議協  
ハスシテ職ヲ辞シ、這回三たび文部大臣タルニ至リシナリ

一司法大臣サリアン、千八百四十年ブルボン、ランシーニ生レ、并  
護士タリ、八十五年ブリソン内閣ニ通信大臣トナリ、八十六年ノ  
フレシネー内閣ニハ内務大臣トナリ、又同年十二月ノゴブレ内閣  
ニ司法大臣ヲ奉シ、更ニ八十七年ノチラー内閣ニ再ヒ内務大臣  
タリシ人ナリ

一陸軍大臣カグエイナツク、有名ナル將軍カグエイナツク

ノ息ニシテ千八百五十三年巴里ニ生ル、工學士ニシテ八十二年  
下院議員トナリ、八十五年ブリソン内閣ノ時陸軍次官トナリ九  
十二年ニハ更ニ海軍大臣ニ進ミ後九十五年ノブルジョア内閣  
ニ陸軍大臣ヲ拜セリ著ス所普魯亞歴史アリ人口ニ増大シテ  
頗ル名アリ

一海軍大臣 ロックロワ、千八百四十年巴里ニ生ル、新聞記  
者ニシテ其妻ハガイルトルエーゴノ養女タリ、七十六年以來  
國民議會ノ議員ニ舉ケラレ、八十五年ニ高務大臣八十八年ニ文  
部大臣九十五年ニ海軍大臣トナリ施設スル所最モ多シ、目下巴  
里十一區撰出ノ下院議員タリ

一農務大臣 ガイゼー、函士ニシテ千八百四十三年ニ生ル、九十  
三年ノゲエー、ピイ内閣及同年ノカシミル、ペリエー内閣ニ共農  
務大臣トナリ、後又九十四年ノゲエー、ピイ内閣ニ同大臣タリシナ  
リ、現今下院議員トシテ鋒々ノ聞エアリ

一殖民大臣 ツルイロー、世人ノ意外ニ喫驚セシハ氏ノ任官ナ  
リキ、氏ハ千八百五十三年ジュエラニ生レ、兼護士ヲ以テ職トセリ、  
八十九年始メテ下院議員タリシヨリ連年職ニ在リシカ、其知ヲ  
漸ク知ラル、ニ至リシハ僅ニ二週前前内閣及對ノ論議ヲ為セ  
シ以來ニ屬セリ

一商務大臣 マルエジエール、千八百三十七年アベイロンニ生ル、

年護士タリ、八十九年御里ヨリ出テ、下院議ハトナリ、労働  
問題ニ熱注セリ故ニ其令聞多數ノ佛人間ニ噴ガタルナリ、  
一工部大臣チレイ、ケーンノ年護士ニシテ九十六年以來カ  
ルガアドリ撰出ノ上院議負タル外別ニ記スヘキモノナシ  
「超、テ三十日新内閣ハ上下両院ニ政綱ヲ示セリ其要ニ曰ク  
自由民主主義ヲ尊崇スル我諸共和黨ノ一致ハ終ニ吾人ヲ  
シテ人ラ日アルニ至ラシメリ

吾人カ此多數ノ贊助ニ對シ今後採ラントスル方針ハ他ナシ、專ラ  
忠實ニシテ確固タル意思ヲ以テ先ツ財政上ノ革新即税法ノ改正  
及勞力者年金問題等ヲ處理シ、次ニ高工業ノ發達進歩及

經濟機關ノ整備ヲ圖リ之カヲメニハ普ク諸般ノ組織ヲ改メ或  
ハ博覽會制度等ヲ設ケ更ニ殖産ノ發達ヲ圖ルヲ速ニ農  
務會議等ノ施設ヲ期スルニマリ  
若シ夫レ佛國本土ノ國防ニ関シテハ益完備ヲ期スルカ故ニ陸  
海軍費ノ節減ヲ為サルヘク更ニ殖民地ニ関シテハ亦唯々防備  
ヲ忽セニセサルノミナラス進ンテ本土ノ智力資本ヲ注入シ致々  
トシテ之カ發達ヲ圖リ名實全キ領有ノ功果ヲ收メント欲ス  
而シテ共和國ノ外交ニ至リテハ專ラ國威宣揚國利増進ヲ期  
シ特ニ佛露同盟ニ関シテハ固是ハ民ノ輿望ヨリ成レルモノ  
則國民ノ同盟ナルカ故ニ吾人ハ之ヲ崇敬シ蓋之ヲ扶持シ

テ我名譽利益ヲ獲得スルニ努カメシ

此方針ハ獨リ中央政府ノ確守スル所タルノミナラス地方政  
府ノ嚴守シテ息ラサル所ナリ云々(四)

#### 其四、新内閣ノ運命

此新政綱發表ハ單ニ反對ナル進歩党ヲ激昂セシメシノミナ  
ラス一般民人ヲシテ頗ル失望セシメキ、前者ハ其賣ラレタルニ  
憤リ後者ハ渠等カ其位置ヲ異ニスルト共ニ言行ヲ異ニセシ  
ヲ慨シス、蓋シ前日渠等カ絶叫セシ憲法改正論寂トシテ聲  
ナク佛國ノ名譽ヲ犧拱スト痛歎チセシ佛露同盟事件ハ彼  
カ如クナレハナリ、茲ニ於テ當日ノ議會ハ進歩党ヲ導火線ト

シテ忽チ一場ノ破瀾ヲ惹起シカステリンハ千八百九十六年  
十一月十四日決定ノドレイフエー事件ヲ質問シ、ビビアニハ  
社會党ヲ擁シテ新内閣ノ信任如何ヲ問ヒ進歩党之應  
シテ終ニ信任投票ヲ行フニ至リス、然レトモ幸ニ二百五十一  
ニ對スル三百十四ノ多数ヲ以テ急進党万歳ノ声ト共ニ内閣  
ハ信任ヲ謳歌スルニ至レリ、内閣ハ斯クシテ信任ヲ得シト雖モ  
上院ノ趨向未タ分明ナラサルニ輿論ハ日ト共ニ抗撃チニ向ヒ、  
特ニ二百五十有餘ノ議員ヲ有スル進歩党ノ激昂ハ愈加フ  
ルモノアルヲ以テ、新内閣ニシテ速ニ面目ヲ一新スルノ施政ヲ  
為スニアラスンハ顛覆ノ患期月ニシテ至ラン各新聞ハ評シ

テ曰ク三週ヲ維持シ得ハ三ヶ月ハ繼續スヘキモ其餘ハ保ス  
ル能ハスト、果シテ然ルハ至式ニ

摘要新聞

- (イ) 六月十五日夕イムス
- (ロ) 譯者ノ言
- (ハ) 六月十六日夕イムス
- (ニ) 六月十七日同上
- (ホ) 六月二十日同上
- (ヘ) 六月二十六、三、日同上
- (ト) 六月二十四日同上

- (チ) 六月三十日同上
- (リ) 七月一日同上
- (ヌ) 七月一日二日同上

